

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

取引先企業の事業承継やM&Aを支援するため、栃木県事業承継・引継ぎ支援センター、信金キャピタル株式会社、株式会社サクシード等の外部支援機関と連携して取り組みます。

また、鹿沼商工会議所と連携して「バトンタッチ支援隊」事業を推進し、親族または従業員による事業承継支援に取り組みます。

b. IT実装支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構、栃木県よろず支援拠点などの外部機関と連携してITツールの導入、補助金の情報提供および申請支援、業務の省力化・効率化など、取引先事業者のDX化支援に取り組みます。

c. 専門人材マッチング

栃木県産業振興センター、栃木県プロフェッショナル人材戦力拠点、パーソルホールディングス株式会社等の外部機関と連携して取引先の人材不足、ノウハウ不足などの課題解決に取り組みます。

d. ビジネスマッチング

取引先の販路開拓・拡大について、信金中央金庫「しんきんコネクト」を活用した商談機会の創出および、連携する信用金庫との商談会や物販会の開催などを通じて支援に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、取引に基づく適正な支払期日を遵守し、振込等の適切な方法で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」を経営理念に掲げ、全役職員がこの理念に基づいて地域のお客様に向き合い、地域活性化および事業者の本業支援に取り組んでいます。

「地域のプラットフォーム」を掲げ、取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮、地域の面的再生への参画、積極的な情報発信により、効果的な事業者支援に取り組めます。

令和5年7月21日

鹿沼相互信用金庫

企業名

理事長 橋本 公之

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。